

公立大学法人横浜市立大学請負工事検査事務取扱要綱

(趣旨)

第1条 公立大学法人横浜市立大学が発注する工事及び製造（物品の製造を除く。）の請負（以下「工事」という。）の検査事務の取扱いについては、別に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(用語の意義)

第2条 この規程において、次に掲げる用語の意義は、次に定めるところによる。

検査員 公立大学法人横浜市立大学契約事務取扱規程（以下「契約事務取扱規程」という。）第49条第1項の規定による検査事務及び中間技術検査を行う者をいう。

2 前項に定めるもののほか、この要綱における用語の意義は、契約事務取扱規程の例による。

(検査の種類)

第3条 検査員が行う検査の種類は、次のとおりとする。

(1) 完成検査 公立大学法人横浜市立大学会計規則（以下「会計規則」という。）

第46条第2項に定める工事の完成を確認するための検査

(2) 出来形部分検査 会計規則第46条第2項に定める工事の出来形部分を確認するための検査

(3) 中間技術検査 工事の主要な部分について、施工状況が適正であるかを確認するための検査

(検査員)

第4条 工事担当部（公立大学法人横浜市立大学請負工事監督事務取扱要綱（以下「請負工事取扱要綱」という。）第2条に規定する「工事担当部」をいう。以下同じ）に、検査員として検査主幹及び技術検査員を置く。

2 検査主幹は、工事担当部長又はこれに準ずる職にある者をもって充て、事務局長の命を受けて検査事務の総括を行う。

3 技術検査員は、技術職員をもって充て、検査主幹の命を受けて検査の実施を担当する。

(検査員の任命)

第5条 検査主幹及び技術検査員は、事務局長が任命する。

2 総括監督員（請負工事監督事務取扱要綱の第3条の規定する「総括監督員」をいう。以下同じ。）は請負人から工事完成届又は出来形部分検査申請書の提出があったときは、速やかに、内容を照合した上で、検査依頼書（第1号様式）を作成し、これを検査主幹に送付しなければならない。

3 事務局長は、中間技術検査の対象となる工事を指定したときは、当該工事の総括監督員に対し、検査依頼書を作成させ、これを検査主幹に送付させなければならない。

4 検査主幹は、前3項のいずれかの規定による送付を受けたときは、当該工事の検査を担当する技術検査員を任命し、総括監督員に通知しなければならない。

5 前項の規定により技術検査員を任命する場合にあっては、大学所管工事につ

いては附属市民総合医療センター管理部総務課施設担当、附属市民総合医療センター所管工事は附属病院医学・病院統括部総務課施設担当、附属病院所管工事については総務部総務課施設担当から選出することを原則とする。ただし、500万円以下の工事については、検査員を工事担当課技術担当係長とすることができる。

6 第4項の規定による技術検査員の任命は、技術検査員任命簿（第2号様式）により行う。これを変更する場合も、同様とする。

7 第5項の規定により技術検査員に任命された者は、速やかに、当該工事の検査の日時を決定し、担当監督員（請負工事監督事務取扱要綱第3条第4項に規定する監督員をいう。）を通じてその旨を請負人に通知しなければならない。

（検査の実施）

第6条 検査は、監督員及び請負人の立会いのもので行うものとする。

2 技術検査員は、工事の施行が設計図書に適合しないと認められるときは、その旨を総括監督員に通知しなければならない。

（検査の中止等）

第7条 技術検査員は、検査を行う際、次の各号のいずれかに該当したときは、検査を中止し、直ちに、検査主幹に報告しなければならない。

(1) 請負人又はその代理人若しくは使用人が検査の執行を妨害したとき。

(2) 手直し、残工事がはなはだしく、検査に値しないと認められたとき。

(3) その他工事施行結果に重大な欠陥が認められるとき。

（検査結果の処理）

第8条 技術検査員は、検査を終了したときは、速やかに、工事検査報告書（第3号様式）をもって、その旨を検査主幹に報告しなければならない。

2 検査主幹は、前項の規定により報告された事項を審査した結果、必要があると認めるときは、自ら当該工事目的物を検査することができる。

3 検査主幹は、前項の審査又は検査により請負人の給付が当該契約の内容に適合しないと認めるときは、その旨を総括監督員に通知しなければならない。

4 検査主幹は、完成検査、又は出来形部分検査を実施した場合において、請負人の給付が当該契約の内容に適合すると認めるときは、工事完成出来形部分検査調書（第4号様式）を作成するものとする。

（検査結果等の通知）

第9条 検査主幹は、第8条第1項の報告があったときは、速やかに、工事完成検査結果通知書（第5号様式）をもって当該検査の請負人に通知しなければならない。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月7日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。